

第3回点検検証部会 議事録

1 日時 令和元年5月9日(木) 9:30~11:17

2 場所 総務省第2庁舎7階大会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希(部会長)、川崎 茂、西郷 浩、嶋崎 尚子

【専門委員】

大西 浩史(株式会社リアライズ代表取締役社長

一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム理事兼事務局長)

川口 大司(東京大学大学院経済学研究科教授)

篠 恭彦(一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員)

西 美幸(アビームコンサルティング株式会社シニアマネージャー)

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、

国土交通省、埼玉県、東京都

【説明者】

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室企画官

【事務局(総務省)】

平野大臣官房審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：永島次長、阿南次長、柴沼次長

政策統括官(統計基準担当)付：澤村統計審査官

4 議題

(1) 基幹統計に関するワーキンググループでのヒアリングについて

(2) 今後の進め方について

(3) その他

5 議事録

○永島総務省統計委員会担当室次長 皆様、おはようございます。本日は冒頭、報道のカメラが入ります。これからカメラ撮りを可といたします。

○河井部会長 ただ今から、第3回の点検検証部会を開催いたします。

本日は、基幹統計に関するワーキングでのヒアリングの結果と、今後の進め方について審議したいと思います。

○永島総務省統計委員会担当室次長 カメラ撮りはここまでとします。

○河井部会長 事務局から資料の確認をお願いします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 資料の確認をさせていただきます。

まず、配布資料として、資料1のシリーズと2のシリーズがありますが、資料1-1がヒアリングの結果の要旨という2枚紙のものです。資料1-2がヒアリングの結果概要という、少しページ数があるものです。資料1-3のパワーポイントの資料ですが、書面調査への回答状況の資料です。資料1-4、A4一枚紙のものが、篠専門委員から御提出いただきました資料です。資料2のシリーズですが、資料2-1が影響度による区分の関係の資料、資料2-2が今後の進め方について部会長からいただいている資料です。

そのほか、参考資料が2点あります。参考1が3月5日の点検検証部会の議事概要、参考2が調査票情報等の管理に関するガイドラインで、このガイドラインが先月改正されておりますので、その改正されたものです。

もし御不足があるようでしたらおっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○河井部会長 それでは、議事に入りたいと思います。皆様に御協力いただきました2つのワーキンググループでの基幹統計に対するヒアリングが終了いたしました。本日は部会としてワーキングで明らかになった事実について確認した上で、今後のターゲット審査の対象とするべき統計と、そこで検討するべき項目について、それから6月から7月に取りまとめる第1次再発防止策に盛り込むべき事項について、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

まず、ワーキンググループでのヒアリングの結果について、事務局で整理していただきましたので、説明をお願いします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局から資料の説明をいたします。

まず、資料の性格を申し上げます。資料1-2ですが、ワーキンググループの座長の御指示を受けまして、事務局において議論の御参考として作成したものです。タイトな時間的制約の中で作成したものですから、座長の皆様以外の各委員、各府省の確認がとれていないものですので、あくまで議論のための参考資料ということで御理解いただければと思います。

この資料1-2は少し量があるので、もう少しコンパクトなものが必要だと御指摘を受けまして、資料1-1は1-2に基づき、やや不正確な部分があるかもしれませんが、議論の御参考として作成した資料です。

資料1-3ですが、こちらはワーキンググループにおけるヒアリングの際に用いていた書面調査の回答状況について、データを取りまとめたものです。まず資料1-3から御説明いたします。

まず、1ページ目は、いろいろな機関が統計に関係して出てまいります。担当している本府省以外の機関、当該府省の地方支分部局、あるいは統計センター、都道府県、市町村、民間事業者が関わっている例がありましたが、各機関が統計作成のプロセスを担当している状況を取りまとめたものです。書面調査の回答をいただいている調査統計は全部で54統計ありますが、そのうち30調査で民間事業者を活用しています。民間事業者の活用

については、履行確認をどう行っているかということが論点になりましたが、履行確認の対象になる調査が 30 調査であったということです。それから、統計センターが集計を担当するという基幹統計が 20 調査あり、統計センターをもっと活用すべきではないかという御意見もありましたが、現状において 4 割弱の調査を統計センターが担当している状況です。それぞれ業務のプロセスごとの状況については、表をご覧ください。

続きまして、2 ページ目です。調査の方法ですが、調査票の配布方法、あるいは回収方法を集計した結果です。54 の調査のうち、配布または回収に調査員を活用しているというものは 28 調査ありました。それから、オンラインを使った回収をしているというものが 48 調査、大部分の調査でオンラインでの回収を実施しています。

3 ページ目が、オンライン回答率の資料です。オンライン調査を導入している調査について、オンラインによる回答がどれぐらいあるかという資料ですが、実は調査票の種類によって回答率が違うものがあります。母数が変わってまいります、70 が全体の母数で、うち 6 件、まだオンライン調査を行っていないのもある中で、残りの 64 件において何らかの形でオンライン調査が導入されています。オンライン回答率が 50%を超えているものが 64 の中の 2 割以上となっております。4 割以上の調査では逆にオンライン回答率が 20%に満たない状況です。オンライン回答がかなり普及している調査もある一方で、4 割以上という大きな数でオンライン回答率が 20%に満たない現状があります。

以上がオンライン調査の関係です。

4 ページはオンライン以外の普通の調査方法も交えた回収率です。ここ数年の回収率について書面調査で回答いただいておりますが、ここでは直近の回収率で結果をまとめております。回収率は、70%以上の調査が全体の 8 割となっております。基幹統計ですので、一般的な統計調査の回収率よりやや高目の結果かと思っておりますが、それでも 8 割ということで 2 割は未回収という状況です。

5 ページです。今までのところが基本事項についてのまとめでしたが、次からは、プロセスの関係のものですが、2 の①番として、チェック・審査の関係です。書面調査票で 3 つの段階別で調査を行って行りましたが、まず実査の段階での審査状況ですが、全 54 の調査におきまして、配布または回収方法に応じて、調査員による目視確認など何らかの審査・確認が実施されておりました。また、配布・回収にオンライン手法を導入している調査が 48 ありますが、ここでは 10 調査を除いて、電子調査票におけるプログラムによるチェックが実施されておりました。次に、個票の審査の段階ですが、ここでは全ての調査でシステムを用いた審査が実施されていたことが確認されました。

6 ページにまいりまして、集計段階、集計表を作った後の段階であります。その集計段階では 54 調査中 43 調査でシステムを用いた審査等が実施されておりましたが、残りの 11 調査では目視、システムを使わない審査のみが実施されていたことが確認できました。

このシステムを使った審査の種類別で見ますと、表内検算、表の中で数値が正しく行われているかを確認するものですが、これは 39 調査で実施されており、異なる表の間の整合性を確認する表間審査が 31 調査、時系列チェックが 32 調査、関連統計との比較という審査が 11 調査で実施されておりました。

続きまして、7ページです。先ほど委託事業者、民間事業者の履行確認という論点があると申し上げましたが、その部分です。委託事業者の履行確認については、関連のガイドラインがあり、それに沿った対応がなされているかどうかを確認しましたが、対象となった調査が30あり、その全てでガイドラインに沿った対応がなされていることが確認できました。その状況を表にまとめてありますが、ガイドライン対応の前に、こういった委託事業者の選び方をしているかという選定方法であります。半分以上が価格競争であり、残りのうち13が総合評価、その他のものが2つという状況です。実施状況把握措置については、報告の求めが全ての調査で行われています。また、達成状況の確認については、ガイドラインが想定している達成状況の確認事項があるものが19、該当する確認事項がないものが11です。ガイドラインに沿った対応は全ての調査で行っていますが、ガイドラインで定めている達成状況の確認事項に合致している契約内容の調査が19、そうでない調査が11あるということであり、達成状況の確認は全て行っていることが確認できた、ということです。

8ページにまいります。調査を地方公共団体、県・市町村が担当している場合がありますので、その履行確認の状況をまとめたところです。地方公共団体を活用しているものが34調査あり、その全てで業務実施確保のための措置はとられていると確認されました。その内容については、方法が何種類かありますので、種類別で表にまとめてあるとおります。

次にまいります。9ページですが、地方公共団体自身の業務の履行ではなく、さらにブレークダウンしたところですが、調査員を使っている場合に、その調査員の業務の履行確認という観点です。地方公共団体が実査を担当して、かつ調査員を用いているものが23調査ありまして、このうち調査員の設置状況を把握している、名簿の提出などを求めているというものは22調査ありました。1件例外があったわけですが、その1件は毎月勤労統計調査でした。また、手引等によって適切な業務実施確保措置を求めているものは20調査ありました。例外は港湾調査、建設工事統計で、建設工事統計には3種類調査がありますが、そのうち2つの調査が例外だったという状況です。

続きまして10ページにまいります。10ページ、11ページは透明性の関係の部分です。見える化の状況調査を行っておりましたが、その直近での変化状況、1年前から直近、1年間でどう変化したかをまとめたものでありまして、黄色く塗ってあるところがポイントの上がっているところです。スコア順にしていますので、少し順位が変わったところがあるということです。後で御確認いただければと思います。

少し急いでまいります。12ページにまいりまして、透明性の観点で、業務マニュアルを作成しているかどうかを確認しております。ここまでは調査統計について見てまいりましたが、他に加工統計が6つありますが、それも含めた60の統計全体について見ております。その60全てで業務マニュアルの作成は行われていたということでありまして。そのうち定期的な改定が実施されているのが約半分、29ありました。

続きまして、13ページです。管理職の関与について、部局長級、課室長級と2つの段階のグレードがありますが、こういった関与がなされているかということ、これは自由記

入で確認をとったものであります。部局長級、より上位の者ですが、このクラスの方だと計画変更のとき、あるいは結果公表のときに報告を受けて、組織としての意思決定がされているというケースが多くありましたが、通常の業務の履行、統計調査結果の作成プロセスの段階の報告は受けていないという状況でした。課室長級では、様々なパターンがありましたが、部局長級と同じような関与の感じになっているものから、各プロセスの段階で密接に関与しているというケースまで様々なものが見られました。いずれの場合でも、調査が終わった後振り返り、課題の総括をやっているわけですが、そのような場面でどのような関与があるかを確認しましたが、課室長級までというものが一番多く見られた状況だったかと思えます。

以上が管理職の関与です。

次に 14 ページですが、また場面が変わって、項目番号が 3 番になったところです。不適切な事案が発生した場合にどうあるべきかですが、まず、必要なデータの保存状況です。データの種類を 7 カテゴリーに分けて聞いておりましたが、調査票情報というカテゴリーの関係で、紙の調査票については、1 件紙の調査票がないというものがありますので、53 統計、該当する全てですが、そこでは所定の期限保存された後、廃棄されているということが全ての調査で行われています。また、紙の調査票の内容を電磁的記録媒体に何らかの反映をした後、あるいは個別に必要なものだけに限定されるケースも含まれますが、電磁的記録に記録され、その媒体が永年保存されているというケースが多いことが確認されました。

電子的記録媒体に記録された調査票情報としては、最初からオンラインで電子データとして報告されるケースと、紙のものが転記されているケースがありますが、これらについては 54 調査のうち 53 調査で永年保存されていることが確認されました。例外は農業経営統計調査と、毎月勤労統計調査には全国調査と地方調査とありますが、全国調査では永年保存されているのですが、地方調査では 3 年保存の後、廃棄されているということです。

続きまして 15 ページですが、調査票情報以外のものです。調査関係書類については、51 調査で存在するということでしたが、15 調査では保管期限の定めがどの規則で決まっているかということについて、規則の定めがない、あるいはよく分からないということにして、保管期限の定めが明確ではなかったことが明らかになりました。また、その一方で 8 調査では永年保存されており、データの保存は永年で行われていました。中間生成物については、これは全ての 54 調査で存在しておりまして、うち 18 調査で保管期限の定めが明確ではありませんでした。1 調査では永年保存されているということです。ドキュメントについては、全 54 調査のうち 4 調査で保管期限の定めが明確でなく、51 調査では永年保存となっています。

16 ページの行政記録情報の関係ですが、6 調査で存在しまして、2 調査では保管期限の定めが明確ではないことが分かりました。メタデータにつきましては 48 調査で存在し、17 調査で保管期限の定めが明確ではなく、一方、17 調査では永年保存されているということです。それから母集団復元情報、これまでの類型に入っていないものですが、上記以外の母集団復元情報については、16 調査で存在し、9 調査で保管期限の定めが明確ではありま

せんでした。また一方で、4 調査では永年保存されていたことが分かりました。

17 ページにまいります。今度は不適切な事案が発生した場合にどのような対応をするかというルールとの関係ですが、60 の対象調査と加工統計のうち、35 でルールが定められていました。一方、残りの 25 ではルールは定めていないという状況でした。その一方、外部の指摘があった場合に内部共有をどうするかといった点のルールについては定めている例はありませんでした。

18 ページです。行政利用の事前把握、統計を行政で利用している内容をどう把握しているかという項目で、ここも自由記入で回答を求めたところですが、事後にカテゴリライズしていき、府省外への事前照会をしているかどうか、あるいは府省内において事前照会をしているかどうか、ここでは関係団体も含めて整理しました、それから、利用後に状況を把握している、あるいは特段の対応をしていないと 4 つで分けたところを表にまとめております。御覧のような状況ですが、利用後の把握が一番多くありました。その一方、省外の把握、照会もしているというのは総務省の事例がありました。また、行政利用、実際に使われているという観点では、書面調査で 6 つのカテゴリーに分けておりますが、資料にあるとおりでして、政策の根拠になっているという回答が最も多く、47 ありました。また、他の統計作成に使われているという回答も多く、45 ありました。

続きまして 19 ページにまいります。今度は 4 番の項目に移りまして、ここまでは行政内部の話でしたが、民間利用も含めた行政外での利用について、どのような把握をしているかということを経後にカテゴリライズし、研究会の開催等、資料にあるような 6 つのカテゴリーに分けてまとめたところ、研究会の開催において把握するのが 24、4 割と最も多かったことが分かりました。反面、特に取組を行っておりませんという回答も 17 と、かなり多い状況でした。

続きまして、20 ページです。統計の作成に従事する職員の体制面、あるいはノウハウの面です。頭数ではなくて実質何人分の仕事で対応していますかという実員相当数を聞いておりますが、実員相当で 20 人を超える調査が 8 ある一方、以下、カテゴリーに分けていますが、人数が多いものから少ないものまで散らばっている状況にあります。右側にはノウハウという意味を併せて考え、10 年以上の職員、あるいは 5 年以上の職員が占める割合を出しておりますが、当然かもしれませんが、多くの職員が担当している統計では経験の長い職員がいる比率が高く、体制が小さくなれば小さくなるほど経験の長い職員の比率は小さくなっていることが確認されました。

続きまして 21 ページです。経験の長い職員の配置状況を統計別で、もう少し業務経験ということで、別の切り口で見たものです。60 の対象がありますが、このうち 10 年以上の職員が何らかの関わりをしているものが 25、4 割強ありました。一方、5 年以下の職員だけで対応しているものが 19、3 割以上あったという結果でした。

続きまして 22 ページですが、結果数値の訂正状況を過去 5 年間で振り返っていただいたもので、訂正件数で見ると 1 つの統計で 50 件以上あるものが 1 つありました。一方、訂正事例がなかったものが 13 ありました。訂正があったものが 47 だったのですが、その 47 のうち、外部からの指摘による訂正が 1 件でも存在するものは 24 で、訂正ありのうちの半

分以上を占めているという状況でした。

最後です。23 ページですが、結果数値の訂正について、全件ではありませんが、最大 5 件まで正誤表情報について詳細な状況を確認し、合計 165 件ありますが、それを発見者の別、それから原因の別に区分して集計したものです。まず発見者については、担当している本府省の職員などが過半数を占めることが分かりました。一方、外部の指摘によって発見されるものも 2 割近くに上る結果になっております。

誤りの原因では、担当者の作業ミス、あるいは確認漏れなどに起因するものが 3 分の 2 ありました。一方、報告者の側で報告が違っていましたという報告者誤りも 4 分の 1 以上ある状況でした。

長くなりましたが、資料 1－3 は以上です。

続きまして、資料 1－1 について、各委員からいただいた御意見、あるいはヒアリングの中で判明した事実などについて御紹介したいと思います。

全体で大きく 3 つのカテゴリーに分けてありますが、1 ページ目は統計作成プロセスというカテゴリーとして、これも座長の御指示を受けて整理したものです。

まず、①としてチェック・審査という項目です。チェック・審査については、過去の事例に基づいて外部データなどをうまく使って工夫しているという例がありました。2 点目はその一例かもしれませんが、同一客体を継続的に調査しているような場合、パネルデータ化してチェックすることが有力な手法であるということが確認されました。4 点目ですが、独立行政法人統計センターの受託製表という仕組みをこれまで以上に活用すべきではないかという御意見がありました。5 点目ですが、チェック・審査を外部の事業者あるいは都道府県に任せていて、本省では状況を詳細には把握していない例もありました。次に、目視によるチェック・審査が主であって、システムを使ったものが少ないという統計も確認されました。また、集計段階のチェック・審査においてあまりシステムが使われていないことも確認されました。

以上が、審査・チェックの状況です。

次に②及び③、プロセスごとの管理者の役割、業務マニュアルのところは資料 1－3 で確認いただいたことを記載しています。

④ですが、委託事業者及び地方公共団体の履行確認の項目ですが、審議中御指摘があり、広範な業務を民間委託しているようなケースにおいては、過去の実施状況を踏まえてマニュアルの改定をすべきであるという御意見をいただきました。2 点目ですが、調査員の履行を国が直接確認するという総務省統計局の「コンプライアンスチェック」と呼ばれている取組がありましたが、そのような仕組みがあることと、一部の府省から、統計委員会からそのような仕組みを導入すべきという御意見があれば検討したいという話もありました。ただし、多くの府省では、この部分は直接国が確認するというよりも、都道府県などとの事後報告会で把握している例が大半でした。それから 4 点目、ここまでは民間事業者、地方公共団体を相手方に置いていましたが、府省の中の機関ではありますが本府省ではない、地方支部部局の履行確認も視点としておくべきではないかという御指摘をいただきました。

以上が④です。

⑤、オンライン調査の関係です。オンライン調査は多くの調査で導入しているということをお先ほど説明しましたが、電子メールで受け付け、その結果を紙に打ち出してから入力・集計を行っているという、今後改善が必要かなという事例がある一方、メール添付のエクセルデータを電子的に活用して集計しているという事例もあり、いろいろなパターンがわります。また、企業対象調査の中には、企業内の社内照会で紙の方がなじむと考える客体もまだ少なくないという意見、あるいは調査系統の途中にある都道府県や地方支分部局などをどうつないでいくのかという課題も見えてまいりました。それが⑤です。

⑥の公表の遅延の関係ですが、公表遅延の事例はいろいろありましたが、その中には他律的な原因もありました。あるいは本当にそこまで早期公表の必要があるのかというニーズの面も考える必要があり、そのような観点も踏まえた総合的な検討が求められるという御意見がありました。

2 ページ目にまいりまして、誤りが発生した後の対応の観点です。①の部分は先ほど資料1-3のときに紹介させていただきました。

②は結果数値の訂正事例の関係ですが、誤り事例を記録に残して分析するという事例があり、そのような取組が再発防止として有効であるという御意見がありました。また、速報公表後において、速報版なので後でいろいろと修正・訂正があるわけですが、そのような修正をまとめて公表するという取組がほかの参考になるのではないかと御意見がありました。その他、いろいろな手作業によって発生する誤りが多いという御指摘がありました、手作業を改めるべきという御指摘です。5 点目ですが、報告者のミスによって結果が訂正される事例もあるのですが、それを防ぐためには、調査票の改善や記入の手引の工夫という、調査票を回収した後ではない、もっと前の作業で対策を考えていくこともあるという御指摘をいただきました。広い視点で考えるべきという御指摘かと思えます。6 点目ですが、報告誤りに起因する訂正は、統計の改善に性格が近いのではないかと、誤りというネガティブな位置付けを再検討すべきではないかと御意見をいただきました。最後の点ですが、外部ユーザーの利用が誤り防止、あるいは誤り発見につながることもあるという、透明性の向上が誤り防止でも有益であるという御指摘がありました。

続きまして③、データの保存の関係ですが、先ほど資料1-3で御紹介しましたが、運用上、保管期限が不明確なケースがあります。一方で、個票レベルのデータに復元倍率などを付加して、母集団の復元ができるような形で保管しているという事例もありました。また、逆に国に調査票が来ていないため、電子化されたデータがまだ永年保存されていないという統計も一部にありました。また、復元に必要なデータが短期間で廃棄されてしまっている事例も、一部ですが確認されました。最後の点、加工統計については調査統計とは別に考えるべきであり、元データの保存は一定期間経過まででよいのではないかと御意見がある一方、リビジョンスタディーという観点もあるので、速報公表値などが主たる対象だと思えますが、永年保存すべき情報もあるという御意見がありました。

次に④、行政利用の事前把握ですが、先ほどの資料でも見ていただきましたが、他府省への照会を積極的に行っている例は一部ありましたが、省内までという例がほとんどで、能動的に把握を行っている例はかなり限定的でありました。

⑤、行政外を含むニーズの把握としては、研究会の開催などを行っている例があるという一方、能動的な把握ができていないものも少なくなかったという状況です。

最後、3 ページ目です。統計作成の基盤というカテゴリーに編成したものです。

まず①、職員の数及び能力ですが、先ほども資料1-3 で見ていただいたとおり、統計によって担当者数は大きな差異があります。2 点目ですが、今後システム化を考えるに当たって、統計センターに支援を求めることも検討したいという府省がありました。3 点目ですが、省内の政策部局、統計を主たる業務とする部局以外の部局に対して、統計部局が支援を行っている府省が幾つかありました。4 点目ですが、人員の削減が行われたために品質の維持、あるいは若手育成が課題であると指摘がありました。一方で、比較的組織規模が大ききところでは計画的な育成ができていているということも確認されました。それから5 点目ですが、長期の統計研修の受講という点では、体制が弱いところでは困難であるという状況です。また、体制が弱いと現行業務の遂行がやっとなという状況で、改善企画とか、不測の事態への対応が困難であるということが多くの府省から聞かれました。

以上が①です。

②、次は地方公共団体の体制ですが、都道府県の職員数は国とか市町村に比べても、より急激に減少しているという状況が見られました。アウトソーシング等の努力もされていますが、地方の統計業務は年々困難化しているとのこと。また、日本の統計機構は分散型であるのですが、都道府県について見ると集中型と言うこともでき、その分負担が重いという御指摘もいただきました。

以上が②です。

③、統計の情報システムについて、2 点目ですが、ここも統計センターの関与の有無が事情を大きく左右するという御指摘をいただきました。3 点目ですが、手作業による誤りがありながら、システム面の対応は行っていない、あるいは予定がないという事例も、残念ながら確認されました。4 点目ですが、簡易なプログラムを用いて職員がパラメーターを指示するという比較的容易に扱えるシステムで職員が集計している事例がありましたが、そのような場合は潜在的な誤りのリスクがあるので、ロジックをしっかりと内部で共有しなければならないという御指摘がありました。5 点目ですが、これは毎月勤労統計の例についての御指摘でしたが、現状は仕様を理解できる職員がわずかにいるという報告でしたので、そのような職員がいる間により早く新たなシステムへの移行を進めるべき、あるいはそのための長期計画をトップ主導で定めるべきだという御指摘をいただきました。

それから最後、その他としたカテゴリーですが、4 点の御意見をいただいております。1 点目が、行政記録と民間保有データの活用と併せて改善を考えるべき基幹統計があるという御指摘でした。2 点目は、似ている面がありますが、行政記録を転記するという形で調査を行っているものがありましたが、そのような例では当該行政記録に関するシステムが別途あるケースが多く、そのような行政記録のシステムとの連携が必要であるという御指摘でした。3 点目は、加工統計は調査統計とはかなり性格が違うので、別に考えるべきだという御指摘です。4 点目については、透明性を高めて、外部の目を入れることが規律を高める上で非常に重要であると、先ほど別のところで類似の意見がありましたが、このよ

うな御意見がありました。

駆け足でしたが、以上がまず資料の紹介です。

総務省から、参考資料について別の者から追加の説明をさせていただきたいと思います。

○山形総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室企画官 説明者がかわりまして、続いて関連事項として御参考までに報告させていただきたいことがありまして、お手元に参考2を用意いただければと思います。先ほどの説明の中にもデータ保存という話がありましたが、それに関連して、タイトルが長いですが、調査票情報の管理に関するガイドラインについて、最新にアップデートした情報がありますので、この場を借りて報告させていただければと思います。

御案内の方も多いとは思いますが、統計法が昨年改正されまして、本年5月1日をもって全面施行になったことに合わせて、その機会を捉えて、このガイドラインも見直しを図りました。その中で、ガイドラインについてはページ数が多いのですが、具体的には最後に付いている別紙2を御覧いただければと思うのですが、こちらに新旧対照表の抜粋を付けております。この機会を捉えてどこを見直したか御説明させていただきますと、「ドキュメント」というもの、このガイドラインの中で調査票情報と一体的にしっかり適正に管理すべきものとして「ドキュメント」を定めているのですが、それまで「ドキュメント」というものは、改正前の右側を見ていただくと、「将来の利活用、利用に当たって電子化された調査情報及び匿名データがどのような情報であるかを示す、また、活用するために必要な情報」を言うを書いてあり、説明書みたいなものを整えましょうという書き方をしておりました。私たちとしては、統計を作った側としては当然集計がもう一回できるような還元倍率とか、母集団情報とか、そのような必要な情報も併せて保存するという趣旨で「ドキュメント」というものを定めていたのですが、この文章だと読みづらいということがあったので、今回の事案も踏まえて、左側のように改正後の下線部を見ていただくと、3行目、「当該データを用いて作成した統計を再現するために必要な情報」ということも、改めて「ドキュメント」の定義に明確に加えて、より適正な管理を図っていただこうとしたものです。

具体的には、真ん中に「例えば」とありますが、ii) ですが、母集団推計を行うための集計用乗率、あるいは行政機関自ら保有する行政記録情報など、公表された統計をもう一回作ることができるような情報も適切に保存しましょうということを明確に、この際、機会を捉えて変えさせていただきましたということをこの場を借りて報告させていただきます。

簡単ですが、以上です。

○河井部会長 追加で篠専門委員から資料を提出していただいておりますので、御説明をお願いいたします。

○篠専門委員 篠です。次回と次々回に参加できませんので、当面、現状気になっていることをメモしたものです。

まず、考える上での基本的な考え方のスタンスがあるのだらうなというのが、基本的な考え方です。数値の誤り、この場合ミスだとして、当然ゼロにすることが望ましいのですが、

完全にゼロにする、ゼロに近づけていくに従って、費用や時間を含めたコストはどんどん増えていくこと、膨大な負担になることがあると思います。例えば要員の増強とか、教育研修で力量の向上を図っていくのは非常に本質的な対策でして、継続して追求すべきですが、費用と時間を含めたコストがかかっていくということはあるだろうということ。また、対策、リスクという言葉についてはいろいろ面倒な考え方があるわけですが、例えばここで数値誤りの発生可能性というようなことで置いておけば、それに見合ったものであるべきだということです。

そういう基本的考え方に立ちますと、資源は重点的にどこか有効な、効率的なところに配分して、適正なレベルでリスクを管理するということが重要になるだろうと思います。そうすると、どのような対象に絞っていけばいいのかという考え方があるかだと思います。一応、そこに3つ丸を付けて置いておきました。

1つはリスクの大きなものから対象に考えるべきだと。発生率が高いとか、影響度が大きいというようなものだと思います。発生率の大きなものとして、ヒアリングの中で受け取ったのは公表用数値を誤集計してしまうとか、調査対象者の誤記載とか、資料1-3でまとめていただいた中でも、担当者の誤りと調査対象者の誤りがほとんどということだったかと思います。そのようなところを重点的に考えるだろうということとか、影響の大きいもので言えば、この後、部会長試案、もう一度御説明があるかと思いますが、そのような考え方で整理して、掛け合わせてこういうところから取り組んでいけば良いのではという考え方をすることもあっていいのではないかと、思います。

もう一つ、2つ目、リスクが大きい機会に注目するということです。メーカーなどでは、当然のことながら4Mの変化ということをよく言います。メンバー、メソッド、マテリアル、マシンということで、要員であり、手順であり、機材であり、原材料である。そういうことが変化したところで問題が起きますよということになるわけなので、そういう4Mの変化時にはできるだけ事前にリスク評価をして、変化時にはある程度そこに注目していくというようなことが行われています。特に今回の例で言えば、集計手順が変化したとか、それから、急に必要があって慣れた手順とは違うことをしなければいけなくなったようなことが問題を起している、というのがあったかと思います。

もう一つは、リスクが大きい場所に着目する。先ほどの取りまとめの中で言えば、発生率の大きなものとも関連しますが、調査対象者の回答誤りみたいなものがありました。通常よく起こるのは、手順、グループ、組織と組織のインターフェースのところであったり、手順と手順のインターフェースのところであったりということに問題が起こる場合が多いので、そういうことに注目しておくというようなことで、力点を置くべきところを考えていくというのもあるかと思いましたので、メモをしました。

黒丸の1つ目ですが、コストを意識して、どのようなリスク対策を実施するのですかということになるわけですが、これ以降は思いついたまま書いたことになりすけれども、1つは有効な対策の情報共有、当然のことだと思います。各統計調査とか各組織を超えて、対策情報の共有化が図れば良いという話。

2番目の丸は、現有資源の有効活用を図るべきということ。人材を増やしたり、教

育したりするにはコストがかかるわけですから、今現在の資源をどのように有効に活用するかということでありましょう。先ほど業務マニュアルは一応全てできているという説明がありましたが、実際の現場ではマニュアルを見つつということはほとんどないと思います。であるなら、チェックリストの方がいいのではないかと。業務手順書をベースにしたチェックリストであるべきかもしれませんが、追加や削除が容易ですし、視認性がいい。また、漏れ落ちがないということで、生産現場や、この公的統計調査を受注している民間の事業者なども、使っているのはほとんどチェックリストです。そのチェックリストを使うことによって、経験の浅い人たちでも一定のレベルで審査できることもあるのではないかとということです。

次の丸です。外部資源の有効活用を図るべきだと思います。力量や経験の少ない要員が担当せざるを得ない公的統計もあると伺っています。特に一般統計では統計部門でないところに行くというようなことが多いと聞きましたし、そういう場面では、ガイドライン等で管理された民間事業者の活用も再度考慮されてよろしいのではないかと。資料1-3の7ページは若干誤解を与えそうになると思います。恐らくこの集計には、民間活用の中の印刷、郵送とか、パンチ入力とかいった業務が含まれていると思いますので、そのために価格競争が大きくなっている。実査とか審査部門を担当されているところはほとんど総合評価ですし、また、今回ヒアリングの中で見せていただいた限りで言うと、かなりしっかり管理されているなと思います。

実は後でもお話ししたいのですが、それをやっておられる民間事業者の方にも少し話を聞いた経緯があります。それから言うと、「すごく厳しくて大変です」という話がありました。それぐらいきちんと管理されている状況にあるのであれば、それらを有効活用していくことももう少し考えてよいのかと思いました。

次の丸です。コストに見合う成果のある対策を継続すべきですということ、こういう対策をとりましたとか、こういう対策を次にやりますとか、どんどん積み上げていくと、手順ばかり増えて、効果的であることが明瞭ではないというような実施後の効果測定、私どもは有効性の評価という言い方をしますが、有効性があるのかどうかを確認した上で、有効なものに絞っていくことでコストを考えていくということがあるかと思います。

もう一つ、先ほど申しました民間事業者の話聞いたことがあるという話と絡んで、プレプリントの拡大も重要なことだと思えます。プレプリントにつきましては、大西委員からも、回答の容易性、正確性とかいう観点で再三意見があったかと思えます。民間事業者から聞くと、疑義照会にもう膨大なコストがかかるという話がありました。オペレーターが何十人もいて、それが一斉にずっと電話をかけている状況があるということもお聞きしています。プレプリントしますと、記入時に影響を与えるのではないかとというような観点から、プレプリントしないというようなこともあるようですが、ある値よりもすごく大きく変動した場合には疑義照会を回答者にするわけですが、前回の値を告げて、これだけ違うのですがどうしてですかという話を聞く。だとすれば、もともとプレプリントしておいた上で、それも例えば数字の1割でしょうか、2割でしょうか、1桁なのでしょうか、それぞれによって違うのですが、それを越えた場合には、「なぜか」を書いて

らうという欄を作るなどすれば、記入者に2度も手間をかけることがない。疑義照会をもう一度かける、電話をかけるということがないようになるかと。やり方の修正などでなかなか大変だと思いますが、それでコストが大幅に縮小するのであれば、そのようなことも考えるべきかと思います。

それから、サンプリング調査の拡大という、当然層を分けてされている調査が多くありましたが、影響の少ない層についてはサンプリング調査の拡大を図るようなことも考えられるのかと。

思いつきですが、コストを少なくする、有効に資源を配分するという意味では対象を明確にして、集中し、それからやり方についてもコストを意識してやっていくべきだと思いますので、簡単なメモを作らせていただきました。

どうもありがとうございます。

○河井部会長 ありがとうございます。

これまでいただいた御意見を踏まえて議論していきたいと思うのですが、参照する資料としましては、まずヒアリング調査を整理しました資料1-1、これが、論点が一番多く盛り込まれていると思います。それ以外にも説明で利用されていました資料1-3、それと篠専門委員に御提出いただいた資料1-4という3つほど資料があるのですが、進め方としましては、資料1-1に基づいて議論させていただければと思います。まず、資料1-1の第1番目の統計の作成プロセスのあり方につきまして、ターゲットとして更に審議すべき事項や、これに盛り込まれていないものなど、あるいは再発防止策に係る論点や課題等に関して、御意見がありましたら是非出していただければと思います。

いかがでしょうか。委員の皆様から、追加した方が良いとか、強調した方が良いといった御意見をいただければと思います。

進めづらいですか。あまりこれに制約されずに、篠専門委員の話は総括的にまとめられているので、どの資料を使っていたとしてももちろん構いません。気がついたこととか、強調したい点をおっしゃっていただければと思います。

西専門委員、どうぞ。

○西専門委員 今、この統計作成のプロセスに言及をいただいたところだったのですが、ちょうど篠専門委員からお話いただいた中にもあったのですが、今後のプロセスとして再発防止をどのように出していくかという観点をいま一度少し確認させていただきたいと思いました。資料1-1を拝見しますと、実際にワーキングを行った中で挙がってきている事実と、あとはそこからどのようなことをやるべきかという再発防止に向けた考察とか意見といったものを混ぜて書いていただいているようにお見受けしております。

私たちの中で認識共有をした方が良くかなと思ったところが、今回ワーキングを行ってみて、問題として何を捉えていくかというところをまず認識を合わせた上で、今後ターゲットとして具体的に何を検証していくかを決め、例えばターゲットを見た上で、問題が起きている要因がどこにあるのかを特定し、それに対してそのような要因を取り除く防止策を考えていくというプロセスになるのではないかと理解しています。まず挙げていただいているものの中で、事実ベースで見ていって、このようなところは問題だということを

皆さんで潰していく。もしくは、これが問題ですねと共通認識を作っていくところがまず必要なかと思いました。

問題をどうやって特定していくのかというところについては、先ほど篠専門委員に言っていた、例えば4Mの観点でリスクがありそうだといった整理も使っていくことができるのではないか、という感触を受けました。

この個別の中身に対してというところではないのですが、進め方の点ということで、意見を述べさせていただきます。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに。

川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。これまでかなり精力的にヒアリングをさせていただきました。私も大変時間を使いましたが、事務局及び各府省の方々、本当に時間をしっかり使って丁寧に対応していただき、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

その上で、本日もいろいろ資料を作っておいておまして、私自身も整理できていないのですが、今、西専門委員がおっしゃったのと似たような感想を持っております。というのは、これだけヒアリングを行うと、どうしても木を見て森を見ずになりやすいところがあるので、一歩引いて全体を見るような姿勢が必要であると思うのですが、その意味で先ほどの資料1-4の篠専門委員からお示しいただいたような基本的な考え方とか、ポイントの整理をするというのは非常に大事なことだと思います。その意味で、むしろいただいた1-4の資料をベースにして、いろいろなヒアリングで見つかった個別の点をここに当てはめていくなど、メリハリを付けていく作業をしていった方が、この後の議論がしやすいのではないかと、全体の進め方として感じております。

その上で、いただいた篠専門委員のメモの考え方ですが、私はこの考え方に基本的に賛成ですので、是非このようなやり方で進めていけたらと思っております。その中でも特に大事なものは、私はこの部会の初めのころにも申し上げたと思うのですが、この問題はまさに誤りをゼロにすることを究極の目標にするというよりも、トータル・クオリティ・マネジメントの考え方で進めることが大事なのではないかと思っております。そうしないと、まさにここに書かれているように、膨大な負担がある割にはメリットが分からないということになってくると思います。資料1-4ではたまたま書き出しのところに数値の誤りをゼロにするということに言及されておられますが、実は品質というのは数値の誤りをなくすことだけではなく、使いやすい統計にしていくとか、誤った使われ方をしないとか、重要な問題にきちんと答えが出せる統計にするというところまでが本当の品質だと思うのです。そのような統計を作っていくために、例えばエラーをどう潰していくか、あるいはいろいろな統計利用者からの苦情や疑問にどう答えていくかということまで含めての対策が必要だと思います。そのような意味で、ここに書かれている基本的な考え方を更に敷衍していくことが大事ではないかと思っております。そこが私の申し上げたい1点目です。

それから、もう1点申し上げますと、先ほど西専門委員もおっしゃいましたが、4Mのところ。まさにここが非常に大事な問題で、実はヒアリングでもこの部分が十分聞き出し切れていないのではないかと考えています。変化点で起こるエラーというのは、実

は今回のヒアリングでは十分把握できていないと私は思います。というのは、かなりスタティックに全体を眺めているので、例えば毎月勤労統計の場合ですと、2004年で集計プログラムを変えるべきだったが変わらなかった、標本設計を変えたが集計プログラムを変えなかったという問題があって、まさに4Mの問題や、あるいはインターフェースの問題なども起こっているわけで、これは頻繁に起こるわけではない問題であるので、非常に発見が難しいところもあろうかと思えます。私は、ここはむしろターゲット審査で、重大な問題が起こったケースはしっかり審議していくべきだろうと思えます。

何を申し上げたいかということ、問題が起こる段階を少し分けて考えた方がいいのではないかとことです。つまり企画・設計段階の問題と、大量処理の調査の実施、それから集計段階の問題では管理の仕方が全く違うはずで、そのあたりは問題を分けて対策を考えた方がいい。今の篠専門委員のメモで言えば、1番目の黒丸の一番上の白丸に係ってくるわけです。つまり設計・企画段階のミスはものすごく痛手が大きいということなので、この段階のミスをどう減らすかということが1つあるのだらうと思えます。それから、逆に大量処理では、多分、企画段階の問題よりは発生率が高くはなるのですが、影響度はやや軽いケースも多いということなので、掛け算するとどちらが大きくなるかは微妙ですが、結果的には影響度の重大なものというのは一番大きいので、そこはターゲット審査の中でカバーするという事かと。

長くなりましたが、いただいた篠専門委員のメモが大変良いものと思えましたので、これをベースに議論して行くが良いのではということをお申しました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにどうぞ。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 今回ヒアリングに参加して、いろいろ勉強になりました。今日の篠専門委員のまとめを活用しながら、今後考えていくことに私も賛成いたします。

その際、コスト面にあたるかもしれませんが、報告者負担の部分と、地方公共団体負担が相当であることを今回の54あるいは60統計を見る中で改めて確認いたしました。

もう1点は調査計画についてです。統計委員会で確認している部分ですが、この調査計画の履行確認については、ヒアリングからは実際の進行上で調査計画がどこにも出て来ません。集計表の計画からの漏れ等が出てくるのみです。調査計画をどのように意識しながら進行しているのか、司令塔として最終的な調査計画の遂行を確認するプロセスが必要だということをお感じしました。

以上の2点を述べさせていただきました。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

大西専門委員、どうぞ。

○大西専門委員 今の御意見は本当におっしゃるとおりだと思っておいて、実際ヒアリングを通じて、各府省とも今のルーチンというか、今行っている調査は何とかやっつけられるが、これからこの時代に求められる新たな統計に関して企画をするとか、その辺の工数だったり、改良だったりというところに力を入れていくことがなかなかできない実情があ

る中で、またここで屋上屋を重ねるように何かガイドラインを出しても、結局、実態は読まれなかったのでは意味がないと思います。現場で本当に使われるもの、必要とされているものをもう少し実態に合わせて、机上で何か作るのではなくて、それは今統計を作っている職員に何か更にプラスアルファを求めるのではなくて、別のタスクフォースで誰かが代わりに、そういう企画や改良と一緒に作っていくとか、何かそのようなやり方を含めて考えないと、幾ら絵に描いたようなことを提言していても実態に合わなくなるのではないかというのを危惧してしまっていて、そのような実現性という観点も非常に重要ではないかと思います。

あと1点、篠専門委員のペーパーの対策を集中するということがとても重要だと思ひまして、例えば重要度とか影響度でいくと、特定の業界にすごく特化したものと、給付とかそういう施策に影響するような重大な影響・重要さがあるものとそうでないものを仕分ける。それから調査の難易度。これは中央省庁が直接的に管理・統制しているような場合、あるいは介在する人たちが少ない場合はそれほどミスが起こらないと思いますが、これが厚生労働省の事例のように保健所の方々が作業している、電子のものを紙に打ち直すという作業が分散したところ、地方自治体などいろいろなところで行われている、リテラシーが一樣でない方々も介在するような調査とでは、大きく難易度が異なってくるのかという難易度の違い。もう一つは利活用、本当にどれだけダウンロードされているかとか、どれだけ影響があるかという、活用されているかという観点で、プラスこのリスクという観点と、今述べた3つぐらいの観点で今の統計を仕分けして、これはターゲットとして審議していくべきではないかということ、ある程度全体像を見ながら、このあたりにフォーカスして、現実感を持ったできること、やれることを出していくのが大切ではないかと感じました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。西郷委員。

○西郷部会長代理 今まで出された意見に特に新しい点を付け加えるようなところはないですが、1点だけ申し上げたいのは、この部会は点検検証に集中して審議することが義務づけられているわけですが、今回、資料1-1で挙げていただいた観点の中には、点検検証だけで議論しない方がいいようなものも含まれているように思います。例えば必要なデータの保存は再発防止とか、あるいは何か不測の事態があったときにそれを回復させるためにだけとっておけば良いものではなくて、例えば50年先、100年先になってから、個票データを使うというような研究上の要請とか、そのような我が国でせつかく国民の方、あるいは企業の方から時間をとって、いただいた情報をどのように保存しておくのが良いのかという、もっとアーカイブとか、そのような広い観点の視点も結構入っているような気がするのです。ですから、例えば必要なデータの保存を考えるとときには、点検検証の観点だけからではなくて、もっと広い視野から必要なデータの保存をどのように考えたら良いのかということまで視野に入れるべきではないか。ほかにも多分あると思いますので、そういう広い視野も同時に持った方が良かったという感想だけ申し上げます。

○河井部会長 ありがとうございます。川口専門委員。

○川口専門委員 私も、篠専門委員の整理は非常によくまとまっていると僭越ながら思っております。基本的な考え方の中に誤りをゼロにすることは望ましいが、できないのではないかと。コストがすごくかかるので、そのコストとの見合いで、誤りが発生し得ることを前提にするという考え方だと思うのですが、その誤りが見つかったときにそれを直せることが1つ大切な視点かと思っております。その意味において、今回、ガイドラインが改正されたというお話がありまして、調査票から公表されている統計まで再現できるプログラムも含めて、その管理の対象にすることが明確になったことは、非常に素晴らしいことだと思いました。この話が、例えば民間委託された場合にも適用されるのかどうかというのがよく分からなかったのですが、何か間違いが見つかったときにそこを直してもう一度再現できるということが1つの視点としてはあり得るのかと思いました。

あと、既にお話が出ていることですが、調査計画の履行が確保されているかどうかをどのように確認するかという論点がありましたが、以前に調査計画の話が話題となったときに、川崎委員から御指摘があったと思うのですが、調査計画の中で標本設計が一体どのように取り扱われているかがいま一つ明確ではないのではないかという話があったかと思うのですが、今回の点検検証を外れてしまうかもしれませんが、調査計画を出してもらって、それを承認するというプロセスそのものの部分も検討していくこともあってよいという印象を持ちました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにはありませんか。

○川崎委員 せっかく川口専門委員からおっしゃっていただいたので、そのフォローも含めて発言させていただきたいと思います。

確かにせっかく統計法できちんと承認の手続が設けられていても、その承認の対象となる事項をどう報告したらいいのか、テクニカルな詳細の部分についてすごく分かりにくくなっているところがあるかと思えます。そのあたりは是非、トータルのクオリティ・マネジメントの一環として改善していけたらと思います。それはもう少し具体的に言えば、例えば標本設計のような複雑高度な話を脇に置いて考えても、例えば最近の他の部会の審議で感じるのですが、調査の客体数について、これを1回数字で書いてしまうと、その後自然減とか自然増が起こったときに直せなくなってしまう。その都度直そうと思ったら、非常に面倒な申請の手続とかが必要になったりするのです。そういうところを面倒な変更の手続をしないでも済むような書き方をどうするかとか、標本設計の場合でも、一旦決めたら絶対変えてはいけないという訳ではないが、どう変えるのは問題なのかとか、そのあたりが分かるような仕組みを作らなければいけないのではないかと思うのです。

もう一つ、公表の期限の問題ですが、意外と手続ミスとしてずれているものが多く、時々見られますが、それも統計は当初の目標で作っていても、そのとおりにならないことが様々な外的事情で起こり得ることもあるので、そのような場合に公表の目標期限は一体どのように書くのがいいのかということも、今後、是非再検討していただけたらと。

もう1点、その関連で言えば、結果公表の申請事項がものすごく詳細にわたっているので、これもどこまで本当に申請上義務化するか、あるいはオプションの目標とするかと

いうことは整理しておいた方が良くないかと思いました。

とりあえず、フォローの意味での発言です。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに。

大西専門委員、どうぞ。

○大西専門委員 今発生している問題を適切に評価すべきだなどこのヒアリングを通じて思いまして、今、公開時期の話がありましたが、同じく問題にも本当に深刻なというか、真の不正と申しますか、例えば意図的に何か隠してしまうとか、そのような悪意とか隠蔽とかがある不正のようなものと、間違い、ゼロにならないというミスですね。データの入力段階とか集計段階とかで、何がしかのプログラムミス、あるいは人為的なミスで発生してしまった数値の誤りみたいなミスと、それから改善、逆にデータが補正されて、例えば「すみません、従業員数を25人と報告したのだが30人でした」というのは、行政機関が分かるかといったらそれは絶対分からない話ですので、データが正しく改正されて補正されて、正確性が高まっていくという、改善という修正もあると思います。このような形で適切に問題を類型化して、どれにそれが当たるのか、本当に直していくべきものは何なのかをはっきりさせるといって1点において、先ほどの公開時期も、データの精度を高めるために遅れましたとか、あるいは基幹統計などは無理矢理にいつまでにというのではなく、その調査によって、必要なタイミングやコストの兼ね合いでも、目標時期としても当然あると思いますので、適切な計画段階でいつまでに出しますということをしっかり設定することで、それから遅れたらそれはいけませんね、ですが、そこまでに間に合えばそれで良いですねという形で、真の公開計画をしっかりと立てるというのも併せて必要ではないか。それすらも全部誤りだ、不正だとかいうように世間で受け取られないよう、そのあたりはしっかりと類型化し、場合分けして、これは直します、あるいはこれは良くなっていますということを正しく世の中にもPRできるようにしていくべきではないかと思いました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにはございませんか。

どうぞ。

○川崎委員 もう1点別の角度からコメントですが、こういうことも追加していったらどうだろうかという趣旨です。

いろいろなミスやエラーといったものがどうやって発見されるかという、実は内部での発見はもちろんあるのですが、外部での発見も結構あるわけです。だからこそ外部からの通報があったときどうするかということですが、実は品質を保証するときに1つ非常に重要な視点は、ユーザーからのフィードバックだと思います。これは統計に限らずいろいろな工業製品でもみなそうだと思いますが、その観点に立てば、たしか以前に川口専門委員がおっしゃっていたと思いますが、もっと利用者が使いやすい環境を作るとか、例えば二次利用がもっとしやすい環境を作っていくことによって、問題が発見しやすくなるのではないかと思います。

また、二次利用というのは個票に遡っての利用ですが、個票に遡ってだけではなくて、実は集計結果の公表も使いやすいものと使いにくいものが、統計によってかなり差が歴然

とあります。正直言いまして、私は幾つかの統計で使っていると、このサイトのデータは使いにくのでもう使う気が起きないというようなことが起こったりすることがあるのですが、そういうものをもう少し利用しやすく改善していくということが、問題発生の未然防止に大事ではないか、あるいは問題を発見して、次の改善につなげていくために大事ではないかと思います。その意味でも、今、e-Stat にかなりの統計が公表されているのですが、その載せ方ももっと工夫していくことが必要ではないかと思いました。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

皆様からたくさん意見をいただいて、その視点がそれぞれ幅そうしているといいますが、それぞれが重要なのは分かっているのですが、これをどうやってまとめるのが大変かと思っております。あと1週間、来週提案しなければいけないので、それまでに何とか皆様の意見を反映するような形でまとめるというのがこちらの仕事ではないかと考えております。

これをもっと追加して欲しいということがもしありましたらという形で、今回、皆様の御意見をこのような形でお伺いしたのですが、以上で大体出尽くしたということであれば、次回、皆様の意見をまとめたものを御提案して、またそれに対して御意見をいただくというスタイルをとりたいと思います。そのような形でよろしいですか。次回、御提案することです。

○大西専門委員 何かこういう事も追加してほしいと意見があれば、ペーパーで出してもよろしいでしょうか。

○河井部会長 はい、よろしくお願ひします。

では、そのように進めさせていただければと思います。皆様の満足ゆくものができるかどうか不安ですが、考えてみたいと思います。

○河井部会長 ターゲット審査の対象は幾つか候補があると思うのですが、これは必ずした方がいいという統計がありましたら、それについても御意見をいただければと思います。言いづらいかもかもしれませんが。

○山形総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室企画官 一点補足させていただいてよろしいですか。

○河井部会長 どうぞ。

○山形総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室企画官 総務省です。先ほど川口専門委員から、データの保存について委託先ではどうなるのかという御質問をいただいたので、その点について事実関係の補足だけさせていただければと思います。

参考2という現行のガイドラインがあります。簡単に御紹介しますと、役人の文章なので非常に分かりにくいのですが、1ページ目、2番の用語の定義のところ、(2)調査実施者等というのがあります。この中の3行目に「業務の委託を受けた者」と書いてあり、つまり業務の委託を受けた者に対してもこのガイドラインの規律は係るということを御理解いただければと思います。

関連しまして、西郷委員から、今回、データの保存・管理の話、点検検証以外にも、

もう少し大きい視野でという御示唆もいただきましたが、このガイドラインではどうなっているかということだけ申し上げます。同じ1ページの第1の総則、1の目的に書いてありますが、目的の2行目です。「統計調査に対する国民の信頼の確保及び調査票情報の利活用に資する観点」として、国民の財産としての利活用という視点も一応入っております。概念として入っておりますが、このガイドラインのタイトルから容易に想像されるとおり、リスク管理というか、有事対応というような視点が色濃いガイドラインになっております。したがって、西郷委員の御示唆も重要な指摘をいただいたと思います。

以上、関連した御指摘がありましたので、補足させていただきました。ありがとうございます。

○永島総務省統計委員会担当室次長 追加でよろしいですか。

○河井部会長 どうぞ。

○永島総務省統計委員会担当室次長 更なる事務局からの補足で恐縮ですが、川口専門委員から先ほどいただいた御意見、ガイドラインの形式上、民間委託も含めてのガイドラインですが、民間委託事業者が持っているデータの保管という点では、ガイドラインに書いてあるか書いていないにかかわらず、基本的には契約期間中では民間事業者を縛れませんので、民間事業者が持ったままになっているデータについては、契約期間が終われば保存の可否は業者の判断になってしまう問題があります。そのデータをどう国へ引き上げてくるか、そのような運営上の議論もいただかないと、なかなか実効性を確保できないというところがありますので、併せて御議論いただければと思います。

○河井部会長 ターゲットについてはいかがでしょうか。言いづらいことかもしれませんが、統計を良くしていくためのことなので。

○川崎委員 ターゲット型審議の対象には、恐らく皆様ほぼ同じような認識だと思うのですが、毎月勤労統計は対象として是非取り上げさせていただきたいと思います。と言いますのは、申すまでもないことですが、非常に深刻な事態が起こったことがありますので、これに対する是正措置を今行っておられるところであると思いますが、この事例から教訓を学ぶことはものすごく大事だと思うので、是非取り上げていただきたいと思います。

それからもう一つ、賃金構造基本統計調査もマネジメント上、調査管理がどのようになっているのだろうか非常に気になる場所でもあるので、これも是非議論の中で検討させていただけたらと思います。ただ一方で、既に統計委員会及び人口・社会統計部会でも審議の対象になっているので、そちらとの重複感をどうするかということがありますので、その調整をしながら視野に入れさせていただけたらと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに何か気になったことは。どうぞ。

○西専門委員 特定の調査というわけではないのですが、委員の皆様のお話を聞いていて、調査のプロセスで地方公共団体や、人口動態統計の場合だと保健所という例がありました。例えば地方事務所等、調査のプロセスに関わっている組織が非常に多い調査で、その中でも例えば履行確認が非常に簡単な形でしか行われていない、先ほど篠専門委員の視点で言うと、4Mのメンバーのところは頻繁に入れ替わっており、その履行確認が手薄である調査、そのような形で少し洗い出していくと、結構ターゲットとしやすい調査が選べ

るのではないかと思います。

あとは、調査を遡ってその妥当性がどうだったかというような視点でも、場合によっては見ていく必要があるかなと思います。標本設計がよく変わり得るような、例えば先ほどの篠専門委員の視点だとメソッドという部分、考え方によってはマテリアルなのかとも思うのですが、母集団が比較的大きくて、調査方法などが変わっているようなもの。そのような調査も見ていくというのも、一つの視点としてはあるのかもしれないと思いました。それから影響度が大きいという点で、かつ規模が大きいといった視点を掛け合わせていくのもあるのではないかと思います。

特定の調査という形ではないのですが、皆様の御意見を伺って思ったところです。

○河井部会長 どうぞ。

○大西専門委員 今の御意見に関連するところでもあるのですが、点検という観点ではないのかもしれませんが、客体中心というか、出させる統計から出したいと思ってもらえるような、特に民間企業ですと電子的なデータ、例えばPOSデータを持っていて、実際は調査員が行っていなかった調査とか、そういう調査もデータから直接抜いて出せば、回答者も楽だし、調査員の方々も、人が介在すると当然間違いは起こり得ますので、なるべくそのように推進していこうとすると、小売の関係の統計などもターゲットとしては良いかと思います。

一方でいくつ審議できるのかという、厚生労働省の調査は、本当にいろいろな地方自治体や保健所が介在しており、それからシステムの問題、プログラムに直接コーディングして抽出しているために、間違いが入りやすいのですが、根が深いと申しますか、ひとつ審議するにしても結構なパワーと時間等かかるのではないかと。そうしないと根本原因は出てこないかなと思います。そうするとどのぐらいの粒度で、どのぐらいの密度で、どういう調査をするのか目安がないと、審議はしたいのですが、いくつできるのかということも考えないと。どれにしますかということと併せて、どのぐらいやりますかということをもうちょっと考えた方がいいのではないかと感じました。

○河井部会長 ありがとうございます。川口専門委員。

○川口専門委員 私は第2ワーキンググループしか出席していないのですが、全般的な印象として感じましたのは、統計の専門部局が行っている調査に比べて、政策部局が直接行っている調査が少数ですが幾つかあって、そのような調査は人員の手当てがあまり十分でなくて、民間委託業者にかなり依存した調査体制になってしまっているという印象を持つことがあり、特に政策部局が行っていて、人員が少ないところをターゲットとして絞り込んでいくという考え方もあるのかと思いました。

○河井部会長 ありがとうございます。

今幾つか、具体的な統計ではなくて、こういう特徴を持った統計という御意見をいただきましたが、私と事務局でいただいた意見を整理して、これはどうでしょうかという提案をまた次回させていただくという形でもよろしいですか。

どうぞ。

○川崎委員 今まで出された御意見、私もごもつともだと思いながら伺っていて、この後

のまとめ方とも関係するように思います。つまり一応我々は6、7月ぐらいにはまずは基本的な考え方を整理しなければいけないということでもあるので、部会長にその案を作ってくださいという大変難しい仕事をお願いすることになるので、その意味でのサジェスションも含めて申し上げたいのですが、まずはこれとこれは是非審議したらいいというものを当面、篠専門委員が作られた意見をベースに、これまで出たヒアリング結果の中で、委員の意見を整理していくという作業が、多分、最優先だと思うのですが、その中ですぐできそうなものと、やや重たい、時間のかかるものを分けていくという作業が出てくると思います。それはおそらく、これまで出たような、とりあえず6、7月で結論が出せるものではないので、引き続き検討するターゲットとして何を挙げていくかという形で、その整理の中で浮かび上がらせていき、この後また夏以降も引き続き行っていく。それを調査ごとに審議するのか、それとも統計のプロセスのどこかのステップに注目するとか、あるいは組織機能に注目していくとかいう様に、その議論を分けることを行っていけばよいかと思います。

まずはこれまでのヒアリングの議論を一度整理するプロセスの中で、特に引き続きの懸案事項といった重要なものを浮かび上がらせていくことを行っていったら良いかなと思いました。

○河井部会長 ありがとうございます。

短期的に対応できるものと長期的に、多分、人員のこと、体制のことなど、長期で考えなければならないことだと思いますので、そのような視点も追加できればと思います。他に何か。

西専門委員。

○西専門委員 細かな視点で申しわけありませんが、ターゲットを絞り込んでいく視点というところで、私は当日参加できなかったのですが、毎月勤労統計調査のシステムのドキュメントを事前にいただいたのですが、いただいたドキュメントが非常に少ないという印象を受けました。そのようなドキュメントが少ないというものも1つターゲットの対象にしてもいいのかと思っております。毎月勤労統計調査を例にとりまして恐縮ですが、私の一つの仮説としては、標本設計の変動といったところを適切に系統的に反映できているかということが、ドキュメントで正確に遡れる状態になっているのかどうか。なっていないのであれば、そこは是正していくべきですし、遡ってどういう変更が起こったのか、誰でも見られるようにしておく必要があると思っておりますので、そのようなドキュメントの不足、特にシステムの視点ではそこを見ていきたいと思っており、ターゲット審議の中で深掘りすべきポイントだと思っておりますので、そのような視点も加えていただければ、入れていただけるとありがたいです。

○河井部会長 ありがとうございます。

どうぞ、嶋崎委員。

○嶋崎委員 ターゲット型の話ではないのかもしれませんが、先ほど川崎委員がおっしゃった長期的な部分にあたる点として、統計センターの活用について何度か話が出てきました。どのようにそこに誘導していくのか、あるいは集中しすぎると統計センターがパンク

するわけですが、統計センターを活用できる資源として位置付けることが可能ではないかと考えました。

○河井部会長 そうですね、どこまで頼んで良いのかという点が分からないですね。無尽蔵にできるわけではないですから、コストもかかることも考える必要があると思います。幾つか視点をいただいたので、それに合ったものを提案させていただければと思います。

それでは、時間の問題もありますので、今後の進め方に議論を移させていただければと思います。3月の部会では基幹統計の一斉点検で明らかになった事案について、影響度に応じた4つのレベル、レベルⅠからレベルⅣまでに当てはめようと議論させていただきましたが、そのときに明確な結論は得られませんでした。前回の議論を振り返りますと、結果、数値の誤りがある場合はレベルⅢか、あるいはレベルⅣ、誤りがない場合はⅠかⅡとなっておりまして、この点では基準は明確でしたが、ⅢとⅣ、あとⅠとⅡの判断基準が明確になっていなかったもので、結局、判断が難しいということになってしまったわけです。

このために、先に判断基準を明確にした上で、次回の会議で評価を行った方がよいと思います、私の方で案を考えてみました。それが資料2-1です。影響度による区分という資料です。資料を見ていただければと思います。レベルⅢとⅣにつきましては、結果、数値の誤りが利用上重大な影響を生じるか否かということになっておりますが、重大な影響につきましては、誤りが発生した部分がSNA等の重要な統計の作成に係っていたり、あるいは政府の給付金の算定根拠になっていたりとというような重大な用途に直接利用されているもの。誤りの内容がそのようなものに影響を与える可能性があるかどうかという点で判断してはどうかと考えました。今回の毎月勤労統計もこの点が係っていたわけですが、各基幹統計の利活用の内容について、今回の書面調査でおおむね把握されておりますので、これに基づいて判断するということが可能なのではないかと思います。

なお、レベルⅠとレベルⅡにつきましては、いずれも数値の誤りがない場合であり、これを厳密に区分する意味はそれほどないと思いますので、提案としましては、Ⅰ又はⅡと、ⅢとⅣという3区分で評価することが良いのではないかと思います。そのような形で整理させていただいてよろしいでしょうか。Ⅰ又はⅡと、Ⅲ及びⅣは明確に違いますし、ⅢとⅣも分けた方がよいということで、このような提案になります。よろしいですか。

どうぞ。

○川崎委員 念のための確認です。ⅠとⅡを合体させてしまうという意味ではないですね。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 そこはこのままの記述で解釈しながらやっていきたいと思いますという趣旨ですね。

○河井部会長 そうです。

○川崎委員 分かりました。その上で申し上げますと、ここに書かれた基準で私は良いのではないかと思います。おそらく、こういう影響度の区分はちょうど地震の震度みたいなもので、今後とも定期的ないしは何らかの機会に、いろいろな問題が起こったときの分析として作っておいた方がよい基準ではないかと思いますので、これを契機にこのようなものを評価基準として少し定着させていったらどうかと思います。ただ、黒点で4つほど書いてありますが、これがずっと未来永劫このままいいかどうか分からないし、新しい事案

をどうするかということが出てくると思いますので、それはそのときにまた見直すという前提であれば、このような格好で当面は良いのではないかと思います。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに何か。

篠専門委員。

○篠専門委員 確認ですが、利用上重大な影響といったときに、統計調査と公的統計のある調査の中で、例えば回答は何十問とあるわけですが、その中で差があるという理解でしょうか。そうでないとすると、それは特定の統計調査が利用上重大な影響を生じるか、生じないかということになるのかもしれないので、一つの統計調査の中で数値の誤りが、この数値が誤ると大変だが、こっちは数値は大変ではないというようなことが考えられるのかどうか、そこを確認したかったのですが。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局が補足するのも恐縮ですが、いただいた資料2-1を拝見すると、※のところで、「利用上重大な影響とは」の後に、「数値の誤りが発生した箇所が」とありますので、これが数値の意味と私どもは理解していたのですが、よろしいですか。

○篠専門委員 ということは、同じ統計調査の中でも誤りの発生場所によってⅢにもなるし、Ⅳにもなるし、ⅠにもⅡにもなるという理解ですね。

分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長 ほかに何かございますか。

それでは、このような形で整理させていただいて、次回以降の審議に入らせていただければと思います。

次に、今後の進め方についてです。資料2-2を御覧になっていただければと思います。本日が9日です。点検検証部会の第3回で、論点の審議をさせていただきましたが、今後、毎週木曜日、来週16日が第4回ですが、第4回は第1次の再発防止策の素案を作りますので、そちらを審議していただきます。その次に重点審議の対象についての審議です。皆様からこのような調査が良いのではないかと御意見をいただきましたので、それに該当する調査としてこれはどうかという対象を挙げさせていただこうと思いますので、そちらの審議に入ります。その次に基幹統計の一斉点検事案の影響度に係る審議、これは先ほど皆様に合意していただきましたので、その審議を行いたいと思います。

その次の週の23日木曜日、第5回ですが、素案の審議をしていただいたものを受けて、部会での決定という形にしたいと思います。あと、同じように重点審議の対象についても部会決定という形にしたいという予定であります。それを受けて、翌日の24日に統計委員会がありますので、統計委員会において、部会でこのようなことが決定されたということ報告します。統計委員会の委員の方からその際にまた御意見をいただくという形をとりたいと思います。これで5月が終わってしまいますので、ターゲットで挙げられた審議対象に関する審査の開始を行って、第1次再発防止策を決定することが6月以降の予定となっております。

このような形で進めようと思っておりますが、これに対して何か御意見とか、こうした方

が良いとかいうことはありますか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局から1点。私どもの資料にミスがありまして、今、統計委員会が24日と書いてありますが、24日以降と書いたつもりでしたが、誤りです。

24日になるかどうかまだ決まっておられませんので、「～」の文字が落ちておりました。申しわけありません。

○河井部会長 他に何かございますか。どうぞ。

○西専門委員 今後の進め方の確認について質問です。16日以降、再発防止策の議論と、あとは重点審議、ターゲット審査の対象というところを並行して進められると認識したのですが、重点審議の結果から出てくる再発防止といたしますか、そのような案については6月以降のプロセスの中で再発防止に含めていくという理解でよろしいですか。

○河井部会長 そのとおりです。

○西専門委員 ありがとうございます。

○河井部会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

では、本議題はこのような形で進めさせていただくとして、今後はこのような計画でまいります。

それでは、本日の審議は以上となりますが、事務局から日程につきまして連絡をお願いします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局です。次回のこの部会の日程ですが、資料2-2でもありましたが、16日、9時から開催させていただきたいと思います。場所などの詳細については改めて御連絡を申し上げます。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、本日はここまでということで、どうも御協力ありがとうございました。